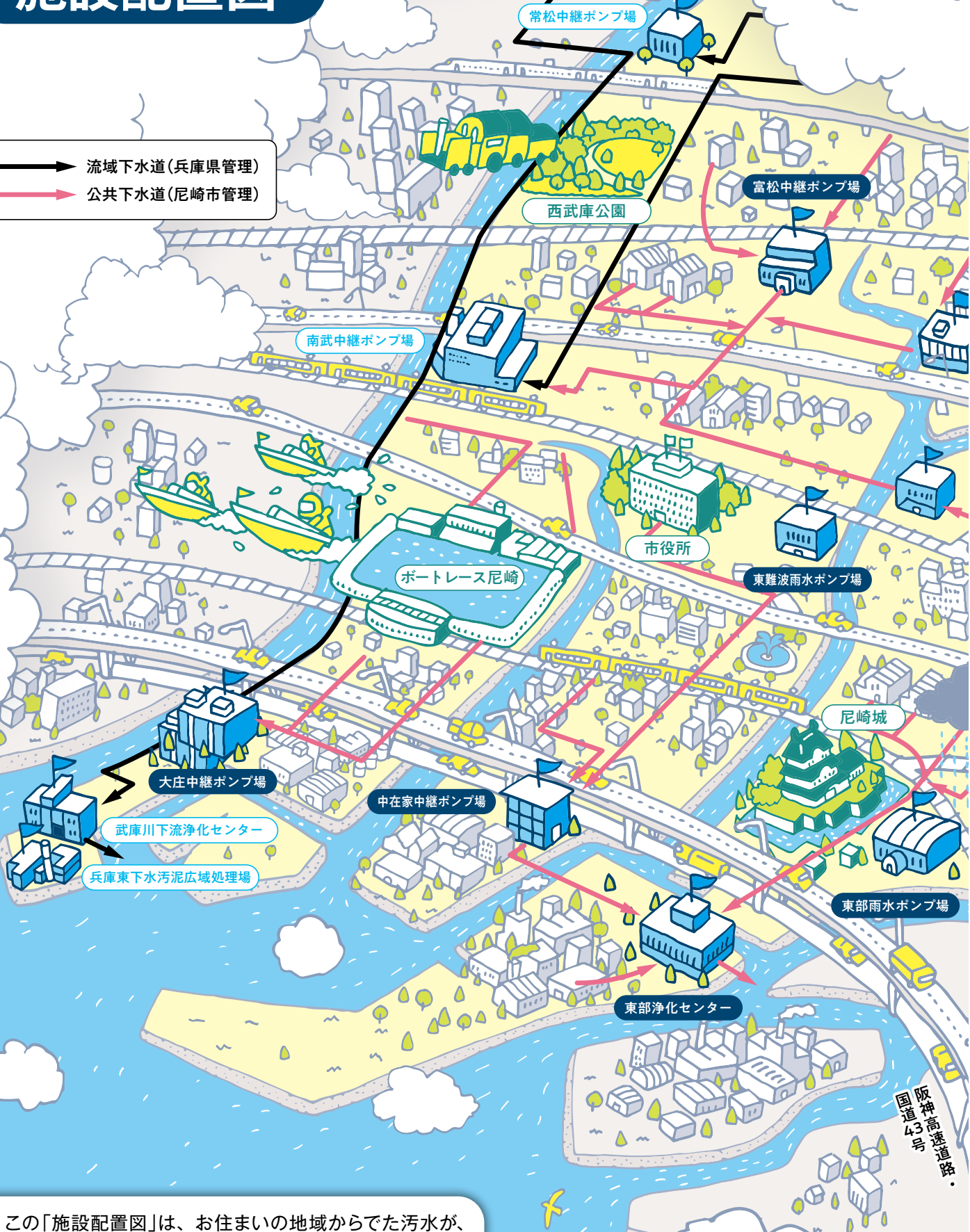


施設配置図

- 流域下水道(兵庫県管理)
- 公共下水道(尼崎市管理)



この「施設配置図」は、お住まいの地域からでた汚水が、どこで処理されて川や海に放流されているかを知っていただくための略図です。

そのため、6行政区のランドマークや下水道施設、鉄道など、必要最小限の表記に留めております。



下水道処理区域図



詳細をご覧になりたい場合は
巻末の「尼崎市公共下水道図」をご参照ください。

ご家庭や事業所の排水設備の老朽化

管路やポンプ場、浄化センターなどの下水道施設の老朽化が進んでいますが、ご家庭や事業所の排水設備についても老朽化が進んでいます。

排水設備とは緑の部分で表している「所有者で管理する管や枡」のことであり、赤の部分で表している「接続枡から公共下水道の管まで」を市が管理しています。

近年では、枡の不具合に関する相談が増加しています。

枡の不具合の原因が個人で管理する排水設備である場合は、所有者自身での清掃や修繕の対応が必要となります。



排水設備の不具合は

尾崎市 排水設備 不具合

検索

で検索

接続枡ってどんなの？



接続枡の特徴は、市章と漢字で接続枡の記載があります

水害への対応の考え方 総合治水とは？

洪水・高潮などの水害から人間の生命・財産・生活を守るために行う事業を治水といいます。

河川や下水道を整備する「ながす」対策に加えて、雨水を一時的に貯留・浸透させる「ためる」対策、浸水が発生した場合でも被害を軽減する「そなえる」対策を組み合わせたものを「総合治水」といいます。

近年、都市化の進展により、農地が減り、建物や舗装された道路が増えたことで、降った雨が田畑に留まる量や地面から地中に浸み込む量が減少し、河川や下水道へ雨水が早く流れ出るようになり、気候変動による台風の大型化や局地的な大雨の頻発と相まって、各地で浸水被害が増えています。

こうした被害を軽減させるためには、「ながす」対策に加え、「ためる」・「そなえる」対策を組み合わせることが必要となっています。

本市では兵庫県の総合治水条例に基づき総合治水の取組を推進しています。

詳しくは

兵庫県 総合治水

検索

で検索

●下水道事業に関連する総合治水の取組

